令和３年度岸和田市シティセールス推進業務委託にかかる公募型プロポーザル実施要領

１．目的

本要領は、「令和３年度岸和田市シティセールス推進業務委託」契約の相手方となる候補者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

２．業務概要

（１）業務名　　令和３年度岸和田市シティセールス推進業務

（２）業務内容　別紙「令和３年度岸和田市シティセールス推進業務委託仕様書」のとおり

（３）業務期間　契約日～令和４年３月31日まで

３．予算額

　　委託料の上限は1,925,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）とする。

４．スケジュール

令和３年５月27日（木）　公募開始（募集要項・仕様書の配布開始、質疑書の受付開始）

令和３年６月10日（木）　募集要項・仕様書の配布、質疑書受付の締め切り

令和３年６月29日（火）・30日（水）　企画提案書の提出

令和３年７月14日（水）　選定結果の通知（審査は企画提案書による書面で行う）

令和３年７月28日（水）　契約締結期限

５．参加資格

　　プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる要件の全てに該当する者とします。

（１）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の４（一般競争入札の参加者の資格）第１項の規定に該当しない者であること。

（２）会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第１項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命じられていない者であること。

（３）破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続の申立てをしていない者又は申立てをなされてない者であること。

（４）民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第１項の再生手続きの決定を受けた者については、その者に係る同法第174条第１項の再生計画認可の決定が確定した場合については、この限りでない。

（５）会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更正手続き開始の申立て（同法附則第２条の規定によりなお従前の例によることとされる更正事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第１項又は第２項の規定による更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。

ただし、会社更生法第41条第１項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第199条第1項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合については、この限りでない。

（６）岸和田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成25年10月１日施行）に基づく入札等除外措置を受けていない者であること。

（７）岸和田市指名競争入札指名停止要綱（平成25年４月１日施行。以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止期間中にある者でないこと。

（８）市町村税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

（９）シティセールス、ブランディング、メディア戦略などに関する専門的知見及び本市や他自治体での同業務の受託実績を有すること。

（10）広告出稿が主体でないこと。

６．参加手続

（１）担当部署、問い合わせ先

〒596-8510　岸和田市岸城町７－１　新館2階

岸和田市 総合政策部広報広聴課 シティセールス推進担当（担当：脇本、吉野）

電話 072-423-9653　FAX 072-423-6409

メールアドレス　kouhou@city.kishiwada.osaka.jp

（２）提出書類

プロポーザルへの参加を希望する事業者は、本実施要領、仕様書及び岸和田市財務規則等を理解した上で、次の書類を提出することとする。なお、本市で令和３年度入札参加資格審査申請を行っている場合、キ～コは不要とする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 提出書類 | 部数 | 注意事項 |
| ア | 参加申込書（様式１） | １部 |  |
| イ | 会社概要書（様式２） | １部 |  |
| ウ | 業務実績報告書（様式３） | １部 |  |
| エ | 業務実施体制（様式４） | １部 |  |
| オ | 提案書 | ７部 | 社名及び社名を容易に類推できる内容を記載してはならない。Ａ４版に換算して20ページ以内とし、別添の資料は認めない。 |
| カ | 見積書 | ８部 | 社印・代表者印を押印したもの１部と、社名を特定できないもの７部。合計金額は、消費税及び地方消費税を含んだ額を記載すること。 |
| キ | 法人の登記事項証明書　 | １通 | 写し可。 |
| ク | 法人税、消費税・地方消費税の納税証明書（その３の３）　 | １通 | 写し可。 |
| ケ | 誓約書（様式５）　 | １通 |  |
| コ | 法人（法人市民税）の完納証明書　 | １通 | 岸和田市内に事業所を有する場合のみ必要。写し可。 |

（３）書類提出

①提出日：令和３年６月29日（火）午前９時～同年６月30日（水）午後５時

※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

②提出場所：（１）に同じ

③提出方法：持参または郵送に限る。なお、郵送の場合は、受け取り日時や配達されたことが証明できる方法によることとし、６月30日（水）午後５時までに到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については提出者のリスク負担とする。

７．質疑・応答

（１）受付期間：公募開始日～令和３年６月10日（木）午後５時

（２）提出方法：ファクシミリまたは電子メールにて送信すること。必ず電話等で送信した旨伝え、担当課で着信したことを確認すること。

　　※電話又は口頭による質問は受け付けない。

（３）回 答 日：令和３年６月14日（月）

（４）回答方法：質問への回答は案件情報を市ホームページに掲示し、個別には回答しない。

８．提案書作成方法

仕様書のとおり。

９．評価方法等

（１）評価基準

別紙「評価基準」のとおり。

（２）評価方法

　　評価基準に基づき、企画提案書を選定委員が採点し評価する。

（３）候補者の選定方法

①前記（２）の総合評価点が最も高い者を、契約の相手方の候補者として選定する。

②最高評価点の者が複数の場合は、価格見積書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、金額も同額の場合は、くじ引き等の抽選により決定する。

　　③前記①、②の記載に関わらず、総合評価点が満点の60％未満の場合は、候補者として選定しない。

（４）その他

　　次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

　　①提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

　　②本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

③参考見積書の金額が前記３．予算額の委託上限額を超える場合

④評価の公平性に影響を与える行為があった場合

⑤その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

10．選定結果の通知・公表

　　候補者選定後、参加者全員に対し、選定または非選定の結果を電子メール及び郵送にて通知する。電子メールによる通知は、令和３年７月14日（水）午後５時30分までに行う予定。

また、選定結果通知日翌営業日以降に、下記項目を市ホームページにおいて公表する。

　【公表事項】

　　（１）候補者の名称、総合評価点及び選定理由

　　（２）候補者以外の参加者の総合評価点

　　　※　候補者以外の参加者の名称は公表しません。

11．契約手続

（１）契約交渉の相手方に選定された者と岸和田市との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が調った場合、委託契約を締結する。

（２）受注者は契約金額の100分の10の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければならない。ただし、岸和田市財務規則第123条第１項各号に該当する場合は契約保証金を免除する。

※履行保証保険等証明書、契約保証金免除申請書（参考様式６）を提出

（３）契約代金の支払いについては、完了払いとする。

（４）選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

12．提出書類の取扱い

（１）提出されたすべての書類は、返却しません。

（２）提出後の差し替え及び追加・削除は認めません。

（３）提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外に利用しません。

（４）本市が必要と認める場合に追加資料の提出を求めることがあります。

（５）企画提案書の提出は１者につき１案とする。

13．情報公開及び提供

本市は提案者から提出された企画提案書等について、岸和田市情報公開条例（平成12年条例第９号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとします。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合があります。

なお、本公募型プロポーザルの受注候補者選定前において、決定に影響がでる恐れがある情報については決定後の開示とする。

14．その他

（１）手続きにおいて使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

（２）書類作成や提出に係る費用など、必要な経費は全て提出者の負担とする。緊急やむを得ない理由等により、本公募型プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において、本公募型プロポーザルに要した費用を本市に請求することはできません。

（３）参加申込書の提出後又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（様式は任意）により、６．（１）あてに提出することとする。

（４）企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、本市が選定した者が作成した企画提案書等の書類については、本市が必要と認める場合には、受注先にあらかじめ通知することにより、その一部又は全部を本市が無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

（５）参加事業者は公募型プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできません。

（６）本件実施後、契約締結前に候補者が指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けた場合、または法令違反等が発覚した場合は契約できません。